平成３０年度

舗 装 診 断 士　資 格 試 験

受験の手引き

受付期間：平成３０年２月　９日（金）
～２月２３日（金）

試 験 日：平成３０年６月２４日（日）

目　　次

1. 舗装診断士資格の概要 …… 2
2. 舗装診断士の資格取得まで …… 2
3. 舗装診断士資格試験の受験資格 …… 3
4. 試験の日時および試験内容 …… 3
5. 試験地 …… 5
6. 受験資格区分および受験手数料 …… 5
7. 受験申込時に必要な書類 …… 6
8. 受験申込の受付 …… 6
9. 受験票の送付 …… 7
10. 受験地の変更 …… 7
11. 住所等の変更 …… 7
12. 受験にあたっての注意 …… 7
13. 合格発表 …… 8
14. 登録申請 …… 9
15. 登録更新申請 …… 9

一般社団法人　日本道路建設業協会

この手引きは、申込書類の作成から合格発表までの間必要となりますので、大切に保管して下さい。

一般社団法人 日本道路建設業協会の個人情報保護 基本方針

一般社団法人 日本道路建設業協会(以下「協会」という。)は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成16年12月2日国土交通省告示第1500号)の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

１．個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

（１）道路技術及び道路用資材に関する調査研究のため

（２）道路に関する試験・研修実施のため

（３）道路に関する技術の指導、受託のため

（４）道路建設行政及び道路技術に関する情報の収集整理及び提供のため

（５）舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため

（６）各種契約管理のため

（７）役職員等の人事管理、連絡及び施設、機器の管理のため

２．個人情報の公開

協会では、個人情報は業務上必要がある場合にのみ利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を提供する場合があります。

３．個人情報の提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報（資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）及び舗装診断士資格者証の情報（登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）は、公共工事の発注者（国、地方自治体、特殊法人等公的機関）において、建設業者の資格審査や業務実施体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

４．個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、個人情報を、利用目的遂行のために業務を委託する場合は、個人情報の取扱に関する委託先の適正な管理・監督を行います。

５．個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口

一般社団法人　日本道路建設業協会 総務部

TEL：03-3537-3056

E-mail： jrca@dohkenkyo.or.jp

(E-mailは不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。)

１．舗装診断士資格の概要

「舗装の診断に関する一連の作業ができる高い専門知識を保有する技術者を認定する資格」であり、舗装の効率的な管理・更新に寄与するために、(一社)日本道路建設業協会が創設した民間資格です。なお、舗装の診断とは、既設舗装の調査・評価及び維持・修繕工法の選定・設計、補修計画策定の支援であり、また必要に応じてネットワークレベルでの補修計画策定支援も含めて行えるものとして位置づけています。

舗装診断士資格試験に合格し、登録申請を行うことにより、(一社)日本道路建設業協会会長から資格者証が交付され、「舗装診断士」と称することができます。

当試験は、不正行為に対する罰則を設けています。不正の手段によって試験を受け、または受けようとした者は、合格の決定を取り消し、またはその試験を受けることを禁止します。この処分を受けた者は、その後２年間は資格試験の受験を禁止するとともに、既に舗装診断士の資格を登録している場合は、遡及してその登録を抹消します。

２．舗装診断士の資格取得まで

舗装診断士の受験申込から資格取得までを平成３０年度の予定に沿って以下に示します。

受験申込書の作成　・平成30年1月9日(金)10:00～2月23日(金)17:00 まで

↓ ・当協会ホームページ(http://www.dohkenkyo.or.jp)上に設置の「舗装診断士　受験申込書作成システム」を利用し、受験申込書を作成・印刷して下さい。(紙の受験申込書の販売は行いません。)

受験申込　・平成30年2月9日(金)～2月23日(金)(締切日の消印有効)

↓ ・個人別に必ず簡易書留郵便で申込んで下さい。

受験票の送付　・平成30年6月11日(月)頃

↓ ・申込者本人宛に送付します。

試験の実施　・平成30年6月24日(日)

↓ ・全国10都市で実施します。

合格発表　・平成30年10月24日(水)

↓ ・合格者の受験番号をホームページ等で発表します。

合格通知等

↓ ・合格者および択一試験のみ合格者には、その通知を合格発表日に発送します。

登録申請

↓ ・合格通知書に同封の登録案内に従い、登録申請を行って下さい。

資格者証の交付　・平成31年3月下旬(予定)

・指定した期間内に登録を申請した方には、資格者証を送付します。

３．　舗装診断士資格試験の受験資格

以下の**【必要保有資格】**欄に示すいずれかの資格保有者で、**７年以上の舗装関連業務（計画、調査、設計、監理・監督、工事、試験、評価、技術開発等）の業務経歴があり、さらにその中で、舗装の計画、調査、評価に関する１年（または３件：期間は問わない）以上の実務経験がある**ことを受験資格とします。

なお、舗装の工事等において、補修工事の施工前調査（機器を用いた調査の他、目視調査も含む。）、舗装の調査・診断により補修工法提案を行った業務や、補修工事の実施段階で調査等の提案・実施を行い設計変更された業務などは実務経験として取り扱い、また、これらに類する業務（新設・改築も含む）も同様とします。（実務経験は、原則、公印をお持ちの受験者の上長に証明頂きます。）

【必要保有資格】

①１級舗装施工管理技術者

②技術士（部門：建設部門）
③特別上級・上級等土木学会認定資格
④RCCM

なお、②～④の資格については、「２級舗装施工管理技術者」資格を有している者。

のいずれかの資格を保有していること。

注 1）１級・２級舗装施工管理技術者は、資格登録者であって、**失効者、未登録者は必要保有資格には該当しません。（平成 29 年度の合格者は、舗装診断士の受験申込時点で登録者ではないため、受験できません。）**

注 2）業務経歴、実務経験は、従事した期間の通算年数であり、申込書類等には○年○ヶ月と記載して下さい。**複数業務で期間が重複している場合には、１つの経験しか認められません。**なお、通算年数は、**平成 30 年 3 月 31 日現在**で算定して下さい。

注 3）業務経歴、実務経験は、**必要保有資格の取得前の経歴・経験も有効**です。（資格取得後の経歴や経験に限定したものではありません。）

注 4）択一試験のみ合格者であっても、**択一試験免除申請を行わなかった方は、択一試験から受験**しなくてはなりません。（記述試験のみの受験はできません。）

４．試験の日時および試験内容

（１）試験の日時

	択一試験・記述試験　受験の方		記述試験のみ受験の方	
試 験 日	**平成３０年６月２４日（日）**			
入室時刻	9 時 00 分		－	
択一試験	受験の説明	9 時 15 分～ 9 時 30 分	－	－
	試 験 時 間	9 時 30 分～12 時 30 分	－	－
記述試験	受験の説明	13 時 20 分～13 時 30 分	受験の説明	13 時 20 分～13 時 30 分
	試 験 時 間	13 時 30 分～16 時 30 分	試 験 時 間	13 時 30 分～16 時 30 分

※　1　記述試験は、経験記述と専門記述で実施します。

※　2　遅刻者の受験は、原則認めません。

（２）試験内容

1) 択一試験：舗装に関する基礎知識、舗装の管理、点検・評価、補修の計画・設計、補修工事に関する知識及び技術者倫理等の項目から出題。

2) 経験記述：業務経歴から1業務を選定し、業務の概要、その中で果たした役割、技術的問題点や課題と解決策、その評価等を簡潔に記述する形式。

3) 専門記述：舗装の破損の写真、当該箇所の交通量、地域・気象条件、地形等の条件等から、推定される破損原因と根拠、実施すべき調査・試験、補修方法等を記述する形式や、道路建設時のデータ、供用年数、交通量のデータ等から破損の状況等を掴む形式等

【舗装診断士試験　出題項目および舗装断士の知識として要求される概略の事項等】

分　類	項　目	舗装診断士の知識として要求される事項等
基礎知識	①舗装技術の変遷	舗装技術(新設、補修)の変遷 補修(維持・修繕)の意義と必要性
舗装の管理	①アセットマネジメント	社会資本としての道路整備に関する基本的知識 アセットマネジメントによる補修の効率化
	②舗装マネジメントシステム	舗装マネジメント手法に関する知識
点検・評価	①舗装性能とその評価	舗装に要求される性能、舗装構造の評価に関する基本的知識
	②舗装の点検・調査技術	舗装の点検・調査・解析技術に関する知識とその適用
	③評価判定	舗装の破損および変状の評価・判定能力 (材料、製造、施工、気象、供用条件等)
	④安全・環境管理	現場調査・試験時の安全・環境管理対策
補修の計画・設計	①要求性能の設定	考慮すべき事項と舗装の性能指標
	②路面・構造設計	路面設計の定義と路面設計手法 舗装の材料設計および構造設計に関する総合的な知識 設計が舗装性能(力学特性・挙動)に及ぼす影響 橋面舗装の特殊性
	③排水設計	土工部の排水対策 橋面舗装の排水対策
	④維持・修繕工法	舗装の維持工法に関する総合的知識 維持工法が舗装性能に及ぼす影響 舗装の修繕工法に関する総合的知識 修繕工法が舗装性能に及ぼす影響
補修工事に関する知識	①使用材料	材料特性が舗装性能に及ぼす影響 舗装材料の製造・運搬に関する総合的な知識 製造や運搬が舗装性能に及ぼす影響
	②施工方法	舗装全般の施工に関する総合的な知識 施工方法が舗装性能に及ぼす影響 性能の確認・検査及び工事記録
	③安全・環境対策	維持・修繕工事における安全・環境管理対策
倫　理	①技術者倫理	舗装診断を行う技術者としての適正な倫理観

５．試験地

試験地は次表のとおりです。受験を希望する試験地を選んで下さい。

番　号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	１０
試験地	札幌	仙台	東京	新潟	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	那覇

６．受験の区分および受験手数料

（１）受験の区分

受験の区分は以下のとおりです。

区分名	区　　分　　の　　内　　容
区分①	必要保有資格が「１級舗装施工管理技術者」の方
区分②	必要保有資格が「技術士」、「特別上級・上級等土木学会認定資格」、「ＲＣＣＭ」のいずれかと「２級舗装施工管理技術者」の方
区分③	前年度の舗装診断士試験の択一試験のみに合格し、今年度の受験申込時に択一試験免除申請を行い、記述試験のみ受験する方

（２）受験手数料

受験の種類	受験資格の区分	受験手数料
択一試験・記述試験の受験	区分①、②の方	１６，５００円（消費税を含む）
記述試験のみ受験	区分③の方（択一試験免除申請者）	８，２５０円（消費税を含む）

1)「舗装診断士　受験申込書作成システム」を用いて受験申込書を作成した際にダウンロードするＰＤＦファイル内の“払込取扱記入例”を参考に、郵便局備え付けの「払込取扱票」を使用し、個人別に払い込み、**郵便局の証明印が押された「振替払込請求書兼受領書のコピー」**をＰＤＦファイル内の**「振替払込受付証明書」**貼付欄に、剥がれないようにのり付けして下さい。

2) 受験手数料は、試験の欠席者についてその理由の如何を問わず返却しません。

3) 以下の方については受験手数料から必要経費(択一試験・記述試験の受験の場合：3,000 円、記述試験のみ受験の場合：1,500 円)を差し引いた額を返却します。

① 受験資格のない方、または書類不備等により受験できない方

この方には、その旨を当協会より通知します。

② **５月１６日（水）（必着）までに文書による受験辞退の届出をした方**

辞退届には、受験希望地、氏名、生年月日、住所、電話番号、辞退理由を明記して下さい。（様式Ｐ.11 に設置）

辞退届には、必ず辞退者本人が署名、押印し、**振替払込請求書兼受領証（コピーは不可）を添付**して提出して下さい。

受験手数料の振込のみを行い受験申込を行わなかった方も、辞退届が提出されれば、受験手数料から必要経費（1,000 円）を差し引いた額を返却します。

辞退届の到着が 5 月 16 日を過ぎた場合、受験手数料は返却しません。

返金の時期は、受験資格のない方、書類不備等で受験できない方には７月末頃、辞退届を提出された方には８月末頃となります。

７．　受験申込時に必要な書類

<table>
<tr><th>受験資格の区分</th><th>区分に応じて提出する書類（A）</th><th>全員が提出する書類（B）</th></tr>
<tr><td>区分①</td><td>・実務経験証明書</td><td rowspan="3">ⅰ）受験申込書
ⅱ）受験手数料振替払込受付証明書
ⅲ）本籍地記載の住民票（コピー不可）１通
・市区町村長の証明がないものは不可。
・発行後６ヵ月以内のもの
ⅳ）証明用写真　１枚
・たて 4.5cm×よこ 3.5cm のもので、脱帽、正面、首から上のもの。
・申込み前６ヶ月以内に撮影したもの。
・不鮮明、スナップ写真、普通紙にプリントしたものは不可
・写真の裏面に氏名、受験希望地を記入。</td></tr>
<tr><td>区分②</td><td>・実務経験証明書
・技術士、土木学会認定資格、ＲＣＣＭの登録証明書・合格証明書等のコピー</td></tr>
<tr><td>区分③</td><td>・択一試験免除申請書</td></tr>
</table>

注１）　１級・２級舗装施工管理技術者資格については、資格者証のコピーを提出する必要はありません。ただし、婚姻等のため、住民票と資格者証の氏名が異なる場合は、事前に舗装施工管理技術者資格の登録事項変更手続きを行って下さい。

注２）区分②で受験される方で、婚姻等のため、住民票と技術士やＲＣＣＭ等の登録証明書等の氏名が異なる場合は、**戸籍抄本（コピー不可）１通**の提出が必要です。

注３）区分②で受験する方で、前年度までの舗装診断士資格試験の受験票をお持ちの方は、その**受験票（コピー不可）**を添付することにより、**技術士等資格の登録証明書等のコピー**に代えることができます。

８．受験申込の受付

（１）受付期間：**平成３０年２月９日（金）～２月２３日（金）**

個人別に簡易書留郵便による申込とし、**締切日２月２３日（金）の消印のあるものまで有効**とします。

ただし、郵便局の日付印のないもの（料金別納・料金後納）については、締切日までに到着したものに限り受け付けます。**期限厳守**ですので早めに申し込んで下さい。

（２）提 出 先：〒104－0032　東京都中央区八丁堀２－５－１　東京建設会館３階
（一社）日本道路建設業協会　舗装技術者資格試験委員会事務局

（３）受験申込上の注意

１）書類に不備があると受験できません。
２）書類提出後の追加記入や誤記入の訂正はできません。
３）申込書類は指定の封筒に１人分だけ入れて下さい。（１つの封筒に複数人分の封筒をまとめて入れるのは不可）
４）持参による申込みはできません。
５）提出された書類は返却しません。
６）**車イス利用等の事情のある方は、5 月 16 日（水）までに、その旨を当協会事務局まで申し出て下さい。**

９．受験票の送付

１）**平成３０年６月１１日（月）頃**、送付します。受験票には、受験番号、試験場等が記載してあります。**6 月 15 日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、必ず当協会事務局にお問合せ下さい。連絡がない方は、理由の如何にかかわらず欠席扱いとなります。**

２）受験資格のない方および書類不備等により受験できない方には、その旨を通知します。

※ 氏名および所属（勤務先）の漢字が外字・俗字等の場合、パソコン対応漢字（JIS 第１水準、第２水準まで）にて記載することがありますので、ご了承下さい。

１０．受験地の変更

１）受験地の変更は、転勤、転居等やむを得ない場合を除いて認めません。これらの理由によって受験地を変更する場合は、下記により手続を行って下さい。

① **5 月 16 日（水）（必着）まで**に受験地を変更する場合は、Ｐ．１０の変更届に必要事項を記入のうえ提出して下さい。当協会から変更した受験地が記載された受験票を送付します。

② **5 月 17 日（木）以降**に受験地を変更する場合は、下記の資料の送付が必要となります。
当協会から受験地変更許可書等を送付します。指定された**試験場の受付に受験地変更許可書と既に届いている受験票の両方を持参**のうえ受験して下さい。

- ○　Ｐ．１０の変更届
- ○　変更理由の証明となるもの（住民票、辞令のコピー等）
- ○　返信用封筒（定形サイズの封筒に簡易書留郵便の 392 円切手を貼付して宛先を明記したもの。ただし、速達の場合は 280 円分追加）

２）**６月２０日（水）（必着）を過ぎた場合、受験地の変更はできません。**

１１．住所等の変更

（１）受付期間

申込書類の提出後に住所等の書類の送付先、氏名等に変更があった場合には、Ｐ.10 の変更届に必要事項を記入のうえ**５月２３日（水）（必着）まで**に提出して下さい。なお、**５月２３日（水）までに変更届を提出しないと、受験票が届かないことになります。**

受験後に書類の送付先（住所、氏名、勤務先等）に変更があった場合には、Ｐ．１０の変更届に必要事項を記入のうえ**１０月３日（水）（必着）**までに提出して下さい。

１２．受験にあたっての注意

（１）受験に必要なもの

１）受 験 票：必ず持参して下さい。受験票がないと試験室に入れません。

２）筆記用具：鉛筆またはシャープペンシル（ＨＢまたはＢ）、消しゴム等。（計算機等の器具は使用できません）

（２）試験場における注意

１）**指定された試験場以外での受験はできません。**

２）試験当日は、**9 時 15 分～9 時 30 分**および **13 時 20 分～13 時 30 分**の間に受験に関する説明がありますので、**それぞれの時間までに指定の試験室に入室**して下さい。遅刻は、原則認めません。

３）指定の席に着き、受験票は机の上に置いて下さい。

４）択一試験、記述試験ともに試験開始後１時間以内は退室できません。退室した場合は、択一試験、記述試験とも失格となります。

5）試験終了前の 10 分間は退室できません。

6）試験問題や解答を書き写すことは、不正行為と紛らわしいので一切禁止します。

7）試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。ただし、択一試験の問題用紙は、択一試験終了時刻まで在席した方のうち希望者に限り持ち帰ることができます。

8）試験室では、監督者等の指示に従って下さい。不正行為があった場合および監督者等の指示に従わない場合は、退場を命じます。この場合、択一試験、記述試験とも失格となります。

9）不正行為とみなされた場合は、その後 2 年間は資格試験の受験を禁止するとともに、既に舗装診断士の資格を登録している場合は、遡及してその登録を抹消します。

10）喫煙は、指定場所以外では厳禁です。また、試験中、試験室内での飲食は厳禁です。

11）試験場によっては、弁当、飲物等を入手できない場合があります。

12）試験中、試験室内では、携帯電話等の電子機器は必ず電源を切って下さい。時計代わりの使用も禁止します。スマートウォッチ（ウェアラブル端末等）をお持ちの方は、時計以外の使用を禁止します。

１３．合格発表

（１）合格発表　平成３０年１０月２４日（水）

（２）合格者および択一試験のみ合格者の受験番号の掲示

合格者および択一試験のみ合格者の受験番号を**平成 30 年 10 月 24 日（水）10 時頃**から当協会のホームページ（http://www.dohkenkyo.or.jp）に掲載します。

（３）合格発表（通知を合格発表日に発送）

合格者には当協会から本人宛（受験票等の送付先）に**合格通知書を送付**します。（合格発表日に発送しますので、送付先には翌日以降の到着となります。）

また、不合格者のうち択一試験のみ合格者には、本人宛にその旨の通知および択一試験免除申請書を送付します。この方は、平成 31 年度に限り択一試験の免除申請を行うことにより記述試験のみで受験することができます。

記述試験のみを受験する方も、平成 31 年度の受験申込書類は、平成 31 年 1 月上旬から 2 月中旬まで当協会ホームページ上に設置する「舗装診断士　受験申込書作成システム」で受験申込書類を作成・印刷し、受験の申し込みを行って下さい。

平成 31 年度に択一試験の免除申請をしない場合、および平成 32 年度以降に受験する場合は、択一試験、記述試験とも受験しなければなりません。（平成３０年度の択一試験の結果は無効となります。）

（４）合否の問合せ先

電話による合否の問合せは、平成 30 年 10 月 29 日（月）から 11 月 9 日（金）まで、下記の当協会事務局に限り受け付けます。**受験者本人が受験番号**で問い合わせて下さい。

なお、試験問題および採点等に関する質問・問合せについては回答致しません。

（一社）日本道路建設業協会　舗装技術者資格試験委員会事務局　℡　03−6280−5038

（受付時間　９：００～１７：３０、土、日、祝日を除く）

１４．登録申請

舗装診断士資格試験の合格者が資格者証の交付を受けるためには、(一社)日本道路建設業協会会長宛に登録申請をする（登録手数料６，６００円）必要があります。登録の案内を合格通知書と一緒に送付します。

登録申請を平成 30 年 12 月 14 日（金）までに行った方には、平成 31 年 3 月下旬に、平成 31 年 3 月末までに行った方には、同年 5 月中旬に、いずれも平成 31 年 4 月 1 日登録の資格者証を送付します。

１５．登録更新申請

舗装診断士資格の**登録の有効期間は５年間**であり、**５年ごとに更新**する（更新手数料６，６００円）必要があります。

また、**更新時には、登録者の知識及び技術の維持向上のための措置として技術講習の受講が義務付けとなります。技術講習に関する具体の実施方法や内容等については、該当される方に書面にて通知します。なお、技術講習費用は、概ね１０，０００円程度を予定**していますが、今後の状況などにより変更する可能性があることをご了承下さい。

平成30年度　舗装診断士資格試験
書類送付先・氏名・本籍地・受験地等 変更（訂正）届

平成30年　　月　　日

一般社団法人 日本道路建設業協会
会　長　殿

受験申込事項に変更がありましたので、下記により変更を申請いたします。

申込時の受験地

受験番号

※既に受験票を受け取った方は受験番号を記入して下さい。

申込時の氏名

フリガナ		
氏　名	(氏)	(名)

印

※必ず押印して下さい。

生年月日

昭和
平成　　年　　月　　日

変更内容（該当項目のみ記入して下さい）

［受験票送付先変更期限］　5月23日(水)必着
［受験地変更期限］　6月20日(水)必着
［合格通知送付先変更期限］　10月3日(水)必着

①受験票等書類の送付先変更

新送付先（該当番号を○で囲んで下さい）

1. 住民票住所　　2. 勤務先

提出先：〒104-0032
東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3F
(一社)日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会事務局

②住所変更

フリガナ	
新住所（住民票住所）	自宅TEL　（　　）　携帯TEL　（　　）　〒□□□－□□□□

③勤務先変更

フリガナ		所属部署	
勤務先名			
フリガナ			
所在地	TEL　（　　）　FAX　（　　）　〒□□□－□□□□		

④氏名変更

戸籍抄本を添付して下さい。

旧氏名

フリガナ		
氏　名	(氏)	(名)

→

新氏名

フリガナ		
氏　名	(氏)	(名)

⑤本籍地変更

旧本籍地　→　新本籍地

※同一都道府県内での変更は届出の必要はありません。

⑥受験地変更

5月17日(木)～6月20日(水)は、添付資料が必要となります。(P.6参照)

旧受験地　→　新受験地　　理由

※このページを印刷して使用して下さい。

平成30年　　月　　日

一般社団法人　日本道路建設業協会
舗装技術者資格試験委員会事務局　行

受 験 辞 退 届（兼　返金願）

私は、平成30年度「舗装診断士　資格試験」の受験を辞退いたします。

受 験 の 種 類	どちらかを〇で囲んで下さい 択一・記述試験　　記述試験のみ	受 験 希望地	
申込者 氏 名	印		
生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日		
辞退の 理 由			
連絡先 （日中確実に書類を受け取れる所を記入して下さい）	（勤務先宛の場合には、勤務先名称まで記入して下さい） 〒　　－ TEL　　－　　－　　FAX　　－　　－		

※上記連絡先宛に、試験終了後に受験手数料（必要経費差引き額）の振込先記入用紙を送付します。

◎下記のうち、該当する番号（1つ）に〇をつけて下さい。

1. 受験申込書類を提出済み
2. 振込のみで、受験申込書類は提出していない
3. 誤って受験手数料を2種類とも振込した
4. その他

振替払込請求書兼受領証
貼 付 欄

［提出期限］ 5月16日（水）必着

○試験場への交通手段は、電車・バス等の公共交通機関を利用して下さい。
試験場やその周辺には駐車できませんので、自動車・バイクでの来場は固くお断りします。

①試験場およびその付近には駐車できません。
②駐車違反等の呼び出しで試験室を離れると、再入室をお断りします。

平成 30 年度

「舗装診断士」受験の手引き

発行所　一般社団法人　日本道路建設業協会

舗装技術者資格試験委員会事務局

〒104-0032　東京都中央区八丁堀２－５－１
東京建設会館３階
TEL.　03-6280-5038
FAX.　03-6280-5040
http://www.dohkenkyo.or.jp